

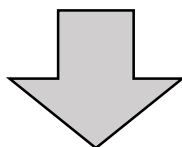
検討委員会からのお知らせ

- ・医療情報取得加算について以下の通り 12 月から変更となりますのでご注意ください。

医療情報取得加算

令和 6 年 6 月～11 月

初診時	医療情報取得加算 1（現行の保険証の場合）	3 点
	医療情報取得加算 2（マイナ保険証の場合）	1 点
再診時（3 月に 1 回に限り算定）		
	医療情報取得加算 3（現行の保険証の場合）	2 点
	医療情報取得加算 4（マイナ保険証の場合）	1 点



令和 6 年 12 月～ 「マイナ保険証」利用の有無に係らず

初診時	医療情報取得加算	1 点
再診時（3 月に 1 回に限り算定）		
	医療情報取得加算	1 点

- ・ F 局の算定間隔は原則 3 月に 1 回です。特に F 局(根 C 80 点)での連月算定が散見されます。口管強加算算定患者に対する F 局(Ce 100 点)のみ毎月算定可です。(保険請求の手引 P 168 参照)
また、F 局算定時、病名漏れが散見されますのでご注意ください。
なお、管理料の Ce 管(30 点)、根 C 管(30 点)は毎月算定可です。管理料に対する口管強加算は 48 点です。
- ・ P 重防での毎月算定は原則不可です。ただし、SPT+口管強加算を算定している患者で症状改善により P 重防へ移行した場合 P 重防は毎月算定可です。**【摘要欄】** SPT から P 重防へ移行した年月
なお、P 重防には口管強加算はありません。
- ・ 同一初診内での義管の算定について
改定前の 5 月までに義管を算定している場合、今まで通り 1 年経過するまでは再度の義管算定は不可ですが、改定後の 6 月以降に義管算定をした場合は 6 ヶ月経過すれば再度の義管算定ができます。